

つくば市幼稚園再開ガイドライン

このガイドラインは、国や県の方針を参考に作成しています。市内の感染状況により、改訂・追加を行う場合があります。

○教職員用

- 毎朝自宅で検温し体調確認を行い、結果を管理職に報告する。
- 状況に応じてマスクを着用し手洗いを励行するなど、感染防止に最大限の注意を払い、次に示す園児への指導に当たる。

<登降園>

- 登降園時は、人と十分な距離（1メートル以上）を確保できる場合には、マスクを着用しなくてもよいものとする。
- スクールバスで登降園する際は、マスクを必ず着用させ、できるだけ座席の間隔を空けるとともに、会話を控えさせる。また、定期的に窓を開け換気を行う。運行前には、ドアノブ等の消毒を行う。
- 登園の際、昇降口で手指の消毒を行わせる。また、マスク着用を確認し、着用していない場合は園にある予備のマスクを着用させる。
※消毒液等に対するアレルギーがある児童生徒には、その使用を強制しないこと
- 園児が持参した「健康観察表」を確認し、症状にチェックがあった場合は早退を促す。なお、「健康観察表」を持参しなかった園児についても別室にて検温及び健康観察を行い、異常があった場合は早退を促す。
- 登降園時には、昇降口に密集しないよう、1メートルを目安に空けるよう誘導するなど、各園の実情に合わせて対応する。
- コロナウイルス感染に対する不安があり登園しない、また、出席停止措置により自宅待機中の園児に対しては、電話やポスティング等で確実に連絡を取り合う。

※欠席扱いとしない場合

- ・登園前の検温で平熱より高い場合、咳、喉の痛み等の症状がある場合
- ・海外から帰国した園児が2週間の自宅等での待機を要請された場合
- ・保護者から、感染を心配して休ませたいとの申出があり、合理的理由が認められる場合

＜手洗い・清掃等＞

- 次の6つの場面で必ず手洗いをさせるようにする。手洗いは、流水と石けんで丁寧に洗わせる。また、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はさせないようにする。
 - ① 外から教室に入るとき
 - ② せきやくしゃみ、鼻をかんだとき
 - ③ 給食の前後
 - ④ そうじの後
 - ⑤ トイレの後
 - ⑥ 共有のものをさわったとき
- ※石けん等に対するアレルギーがある児童生徒には、その使用を強制しないこと
- 教職員、園児が触れる場所（階段の手すり、ドアノブ等）を、登園前と降園後の1日1回以上殺菌消毒する。
- トイレは、通常の清掃のほかに、共同で触れる場所等（電気のスイッチ、蛇口、ドアノブ、床）について1日1回以上殺菌消毒し、記録に残す。トイレの清掃については、当面の間、教職員が行う。
- 換気のため、各保育室において対角線上の窓を開ける。エアコン使用時も換気に留意する。

＜保育中＞

- 室内では、原則マスクを着用させる。
ただし、気候の状況により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合には、マスクを外させる。その際には、換気や園児間の距離の確保などを配慮する。
- 保育中にはこまめに水分を補給させるとともに、熱中症の対策も十分に行う。
- 保育中は、近距離で大声を出したり、接触が多い遊びは控えるようにさせる。

- 園児の体調が悪くなったときは、別室で休養させ、速やかに保護者に連絡する。
- 保育時は3密をさけるようにし、指導計画の見直しや保育形態の工夫を行う。感染の可能性が高い保育活動は、当面の間見合わせる。実施できるようになつた場合も、感染症対策を十分に行つた上で実施する。
＜例＞・狭い空間や密閉状態での歌や身体の接触する活動
 - ・クッキング
 - ・運動や近距離で組み合つたり接触したりする場面が多い活動
- 保育室内の机・椅子の配置は、1メートルを目安に空けるとともに、できるだけ重なり合わないようにする。
- できるだけ個人の保育用品を使用させ、園児同士の貸し借りはさせない。
- 遊具等を共用で使用する場合は、使用前後に手洗いを行わせ、使用後に遊具等を消毒する。
- 当面の間、遊びは、熱中症事故の防止に留意しつつ可能な限り屋外で実施する。プレイルーム等など屋内で実施する必要がある場合は、呼気が激しくなるような運動は避ける。また、プレイルーム等のドアや窓などを広く開け、こまめな換気や消毒液の使用などの感染拡大防止のための措置を講じる。
- 運動遊びにおけるマスクの着用は必要ないが、感染リスクを避けるために園児の間隔を十分に確保する。また、園児がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではないが、運動時には医療用や産業用マスクではなく、家庭用マスクを着用するよう指導する。
- 教師は、原則として運動遊び中もマスクを着用する。ただし、園児への指導のために自らが運動を行う場合などは、マスクを外してもよい。

＜給食＞

（1）配膳時について

- 給食当番や配膳をする教職員は、「給食当番チェック表」を使用して給食当番が可能か体調を点検し、記録する。
- 衛生的な服装を徹底する。白衣等（エプロン、帽子、三角巾、マスク）は、使用後、他の人

のものと一緒にしないようにする。

- 飛沫物が食品に付着することを防ぐため、配食時は当番以外もマスクを着用させる。
- 園児等全員が食事の前後に必ず流水と石けんでの手洗いを徹底させる。手を拭くタオルやハンカチは個人持ちとして、共有はさせない。
- 配膳時は、会話をせず、できる限り1メートルを目安に間隔を空けて一人ずつ順番に食品をとるなど、幼稚園の状況に応じた配慮を行う。
- おかずや汁物は、なるべく教職員が盛り付けを行う。
- なるべく食べきれる量を配膳し、一度盛り付けたものを食缶に戻したり、園児同士の給食の交換はさせない。
- 盛り付けの際は、複数の人が同じトングを使うことは避ける。
- おかわりの配膳は、教職員が行う。

(2) 会食時について

- 会食は、机を向かい合わせにせず、座席の間隔は1メートルを目安に離し、飛沫を防ぐため、会話を控えさせるなどの対応を行う。食事のあいさつの時もマスクを着用させる。
- 会食中は、マスクを外すため、机上にティッシュやハンカチ等を置き、いつでも使用できるようにするなど、咳エチケットを徹底させる。また、外したマスクは、専用の袋等に保管させる。
- 教室以外の場所も利用し、食事場所を分散させる等の工夫をする。

(3) 後片付けについて

- 食器の片づけを行う場合は、マスクを着用し、できる限り1メートルを目安に間隔を空けて一人ずつ順番に行う。(グループで分担しない。)

○保護者用

＜登降園＞

- 毎朝、自宅で検温し、「健康観察表」に記入、幼稚園に持参する。
- 検温において、平熱より高い場合や風邪の症状がある場合は自宅で休養する。
- 水分をこまめに補給するための水筒を持参する。
- 登降園時は、人と十分な距離（1メートル以上）を確保できる場合には、マスクを着用しなくてもよいものとする。
- 外したマスクを入れるための袋を持参する。また、登降園中はこまめに水分補給を行う。
- 登園の際、昇降口周辺で手指の消毒を行う。

＜園生活全般＞

- 次の6つの場面で必ず手洗いを行う。手洗いは、流水と石けんで丁寧に洗う。
また、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はしない。
 - ① 外から教室に入るとき
 - ② せきやくしゃみ、鼻をかんだとき
 - ③ 給食の前後
 - ④ そうじの後
 - ⑤ トイレの後
 - ⑥ 共有のものをさわったとき

※石けん等に対するアレルギーがある場合には、必ずしも使用しなくてよい。
- 室内では、原則マスクを着用する。
- 保育中は、近距離で大声を出したり、接触が多い遊びは控える。
- 給食の配膳時は、衛生的な服装をする。白衣等（エプロン、帽子、三角巾、マスク）は、使用後、他の人のものと一緒にならないようにする。

- 手を拭くタオルやハンカチは個人持ちとして、共有はしない。

以上

2020. 6. 1 策定
2020. 7.14 改訂